

基本方針閣議決定後の消費者教育推進に向けた取組みについて

平成25年12月10日
消費者庁消費生活情報課

1. 基本方針の広報・啓発

(1) 各省庁に対して

事務次官等連絡会議で長官より発言 7月5日(金)

消費者教育推進会議幹事会で説明 8月9日(金)

(2) 地方公共団体に対して

通知文書(6月28日付け)の送付、基本方針及び事例集の冊子の送付
(文部科学省も同日付で通知文書を送付)

消費者行政部局・教育委員会対象研修会の開催 7月19日(金)

(文部科学省と共同開催)

自治体の要望による講演、説明等の対応

・全国中核市消費者行政協議会 7月30日(火)

・16大都道府県消費者行政担当課長会議 8月23日(金)

・岩手県市町村説明会 9月5日(木) 等

消費者行政ブロック会議(6ブロック)での説明

(3) 消費者団体、事業者団体に対して

団体の要望による講演、説明等の対応

・ACAP(消費者関連専門家会議)例会

東京8月22日(木)、大阪8月27日(火)

・日本弁護士連合会シンポジウム 9月21日(土)

・経団連企業行動委員会消費者政策部会 9月27日(金)

・地方労福協・事業団体合同会議 10月9日(水)

・消費者ネットワーク岐阜パネルディスカッション 11月16日(土) 等

2. 今後の動き

(1) 消費者教育推進会議に専門委員を新たに任命し、消費者教育推進会議小委員会(3委員会)を12月から開催(基本方針の今後検討すべき課題を順次検討)

・消費者市民育成小委員会 12月13日(金)

・地域連携推進小委員会 12月18日(水)

・情報利用促進小委員会 12月24日(火)

(2) 地方消費者グループ・フォーラム(8ブロック)の3ブロック(北海道、中部、関東)で文部科学省主催の消費者教育フェスタを連携開催

(3) 各都道府県・政令指定都市における消費者教育推進計画の策定状況及び消費者教育地域協議会の開催状況を消費者庁ホームページに掲載

(<http://www.caa.go.jp/information/index18.html>)